

2023年度 第1回
町田市障がい者施策推進協議会

2023年6月29日（木）

町田市地域福祉部障がい福祉課

午後6時33分 開会

○山口係長 本日はお忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。今年度、2023年度第1回町田市障がい者施策推進協議会を開催いたします。

司会の山口と申します。どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、まず出席者の確認をさせていただきます。

陶山委員は後ほど遅れての参加になりますが、本日は16名の委員にご出席いただいております。

それでは、協議会、傍聴席を設けておりまして、本日は2名の方が現地で傍聴しております。

また、本日は研修ということで、令和5年度の東京都相談支援従事者現任研修を受講されています23名の方がウェブ会議にてこの会議を傍聴しております。現地、また、ウェブでの傍聴人の方、事前に御連絡をしております注意事項をお守りいただきます。どうぞよろしく願いいたします。

また、窓側のほうに、本日の会議録の議事録作成のため、委託業者の会議録研究所の方が同席しております。正確な議事録作成のため、発言される方は事前に、発言の前にお名前をおっしゃっていただきましてから発言いただきますようお願いをいたします。

また、情報保障として手話通訳の方も、そちら同席をいただいております。皆様、発言ごとに間を空けて通訳の時間を確保していただきますよう併せて御協力をお願いいたします。

それでは、本日の会議の中の資料の、まずは確認をいたします。

事前に送付しております資料が、本日の会議次第がまず1枚と、あと資料の連番を振ってある番号と資料のタイトルを読み上げます。

まず、資料1、町田市障がい者施策推進協議会委員名簿・事務局職員名簿、資料2、2023年度町田市障がい者施策推進協議会の開催予定、資料3-1、(仮称)町田市障がい者差別解消条例の制定に向けた検討状況について、資料3-2、同じくこちらは条例検討部会の委員名簿、資料3-3、条例検討部会での第1回及び第2回部会の議事要旨、資料3-4、市民アンケート調査の実施結果、資料3-5、事業者向けアンケート調査の実施結果。資料3の連番1から連番5につきましては、差別解消条例に関する資料となります。続きまして資料4-1、町田市障がい者プラン21-26重点施策における2022年度実績、資料4-2、計画の振返りについての各部会からの意見(町田市障がい者プラン21-26重点施策における2022年度実績について)。以上が事前送付としてお送りしました資料になります。

また、今日は1から5までの5つの資料を当日配付資料として机上配付しております。

まず、当日配付資料1。こちらは、事前にお送りしております資料1の差し替えになりましたので、町田市障がい者施策推進協議会の名簿になります。役職のほうで変更がありました委員の方がおりましたので、最新の委員名簿となりますので、当日配付資料1を御覧いただけたらと思います。続いて、当日配付資料2としまして、今度は町田市における個別避難計画の取組について。当日配付資料3、障がい者雇用に関する企業調査パンフレット。当日配付資料4、町田市就労に関する実態調査報告書。当日配付資料5、重い障がいがある人の日中活動の場の確保方策事例集。以上、5点を机上配付させていただいておりますが、なお、当日配付資料3から5につきましては、5月に開催いたしました障がい者計画部会、それと就労生活支援部会に既に配付しておりますものになりますので、各部会の委員を兼任されている方には事前にもう既に5月の時点でお渡しをさせていただいておりますので、今回改めての配付ということはありません。

また、本日、会議の中で町田市障がい者プラン21-26を参照いただく場合がありますので、お手元にはない方は教えていただきましたらば、こちらのほうからお持ちいたします。

資料多くて恐縮ですが、以上が本日会議で使用する資料一覧になります。

不足している資料、大丈夫でしょうかね。

続きまして、今年度に入りまして今回第1回目ということになりますので、協議会委員に一部変更がございましたので報告させていただきます。

資料は当日配付資料1、委員名簿を御覧いただけたらと思います。

このたび新しく委員になられた方を御紹介いたします。

昨年度まで本協議会の職務代理者を務めていただいております井上委員が退任をされまして、新たに学校法人桜美林学園健康福祉学群教授でいらっしゃいます小泉広子委員が着任をされました。

ここで小泉委員に一言、始まる前に御挨拶をいただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○小泉委員 皆様、どうも初めまして。桜美林大学で教員をしております小泉広子と申します。

このたびは委員に任命していただき、ありがとうございます。

私は桜美林大学で働いて約20年になります。

私は東京生まれなのですが、生まれたときから3歳まで町田市の境川団地に住んでおりました。記憶はないのですが、当時の新しい公団で、私の両親が抽選に当たって住んでいたと言われておりました。いろいろ母に話を聞くと、市民のいろいろな勉強会や市民活動が本当に盛んで、

幼い私もよくそのような活動に連れて行かれたそうです。

私の専門は、障がい者福祉というよりも、子どもの権利を専門にしております。

特に、障がいのある子どもなどに関わる福祉の領域ですとか、教育に関わる子どものいろいろな権利について、子どもの権利条約を中心にして、研究しています。どうしたら実際に子どもの主体的な権利行使が可能になるかというようなことに今特に関心を持っております。

子どもの権利条約に関しては、市民と研究者から組織されているNGOで、市民のいろいろな声を集めて、国連に代替的レポートを提出するという活動にかかわっています。障がい者権利条約も同じ仕組みを持っていて、日本政府と市民からのレポートに基づき国連で審査が行われ、先日、国連から日本政府への勧告が出たばかりだと思います。

障がいのある方にかかわるいろいろな分野の問題については私もまだ勉強が足りないところですので、ぜひ皆さんにいろいろ教えていただきながらご一緒に精一杯取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○山口係長 小泉委員、委員をお引き受けいただきましてありがとうございます。

委嘱状につきましては、机上のほうに事前に置かせていただいております。本来であれば市長より委嘱状をお渡しすべきところですが、時間の都合上、省略をさせていただいております。

それでは、次にこの4月から町田市の地域福祉部長に就任しました水越より皆様に御挨拶いたします。お願いいたします。

○水越部長 皆様、こんばんは。今、御紹介いただきました町田市地域福祉部長の水越でございます。この4月に前任の中村より替わって着任をいたしました。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、本協議会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

また、日頃からの町田市の障がい福祉行政に対しましての深い御理解、また御協力に対しまして改めましてお礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございます。

さて、私なんですけれども、福祉行政に携わったのは、役所人生においてこれで2回目ということで、1回目は古く、20年以上前になりますけれども、生活援護課というところで生活保護を中心とした業務に関わっておりました。そうした中で、障がい者の皆様と触れる機会もあつたりとかしていく中で、そういう側面からではあるんですけれども、非常に大きな課題があつて、これは大変な分野だなというふうに認識をしていたというところであります。

今回、地域福祉部長という職に就きまして、改めてその職務の重さと責任の大きさに今、身を引き締めなきゃいけないということで、改めてしっかり勉強して、この行政に携わっていき

たいと考えております。

最近では、町田市ももちろんそうなんですけれども、政策の中心に共生社会の実現というものを据えております。これはやはり、障がいを持った方ももちろんそうですし、様々な生きづらさを抱えた方々を地域の一員として認め合い、居場所をつくりながら、役割をしっかりと担っていただきながら一緒に暮らしましょうねということで、町田市もそれを基本的な政策の中にしっかりと位置づけをして取組を進めております。

これは二十数年前から見ると大分時代は変わったんだなというふうに思っておりますし、それはひとえに、今ここにいらっしゃる皆様の御活動の賜物だということで感謝を申し上げているというところでございます。

さて、町田市の話をしていただきますと、今年につきましては、町田市障がい者プラン21-26の後期計画の策定、また、(仮称)町田市障がい者差別解消条例を制定していくということで、大変重要な1年となっております。

既に昨年の2月に本協議会に対して諮問をさせていただいているところでございまして、御審議いただいているというところではございますが、今年度も引き続き委員の皆様の御支援、御協力を賜りたいと存じております。どうぞよろしくお願いをいたします。

最後になりますけれども、今日特に暑かったですけれども、これから暑い季節になってまいりますので、委員の皆様におかれましてはくれぐれも御健康には御留意をいただきまして、その点お願いを申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○山口係長 ありがとうございます。

それでは、水越部長なんですけど、公務の都合によりここで失礼させていただきます。退席させていただきます。

続いてになります。今年の4月から事務局職員も変更がありましたので、新たに今この事務局職員の中で加わったメンバーから御挨拶をさせていただきたいと思っております。

それでは、中山主事、よろしくお願いをいたします。

○中山主事 4月から地域福祉部の障がい福祉課に配属になりました中山と申します。よろしくお願いをいたします。

○山口係長 新規採用の職員ということで、この4月からになります。皆様いろいろな連絡を取らせていただいたり、資料を配付したり、多くあるかと思っておりますので、これからどうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、これから議事のほうに入っていきたいと思いますので、進行を石渡会長にここからはお渡しをいたします。

石渡会長、どうぞよろしく願いをいたします。

○石渡会長 それでは、皆さんこんばんは。会長を務めさせていただいている石渡です。

では、次第に従って議事を進めさせていただきます。

まず初めに、先ほどお話がありましたように、長く職務代理者を務めていただいていた井上委員が退任されました。後任の職務代理者を決めるということがまず求められますので、お願いをしたいと思います。

町田市障がい者施策推進協議会条例第5条第3項で、会長が職務代理者を指名するというようになっております。この推進協議会に長く関わっていらっしゃる、障がい福祉分野に見識をお持ちの谷内委員をぜひ職務代理者として指名させていただきたいと思いますので、谷内委員、お引き受けていただけますでしょうか。

○谷内委員 よろしく申し上げます。

○石渡会長 ありがとうございます。

それでは谷内職務代理に御挨拶を一言いただければと。

○谷内職務代理 改めまして、桜美林大学の谷内です。

前任者の井上さんとは本当に長い付き合いがありまして、私が大学院生のときに、井上さんはこちらの市役所のお仕事を終えてから都心の大学院の夜間のほうに通っていらっしゃいました。当時、同じキャンパスで知り合いました、そこから今日に至る長いお付き合いをさせていただいてきました。

その間、本学の桜美林でも非常勤の講師をしていただいたりとか、公私共々お世話になりました。

この間に、本当に井上さんのほうから様々な行政に関わる委員会のバトンが回ってきまして、次はこれを谷内さんお願い、次はこれをお願いしますで、最後にいただくバトンがこれかなと。職務代理という非常に一番重たいバトンを最後に井上さんから受け継いで、この後、石渡会長をサポートしていくように努力してまいりますので、どうぞ皆様、改めてよろしく願いいたします。

○石渡会長 谷内職務代理、ありがとうございました。

井上委員とそういう深い御関係だったということは初めて知りましたが、また心強い限りです。ありがとうございます。

それでは、次に次第の2番目、報告事項に入らせていただきます。

最初に、2023年度の障がい者施策推進協議会の開催予定についてということで、事務局から御説明をいただきます。お願いいたします。

○中山主事 事務局の中山です。

私からは、今年度の障がい者施策推進協議会の開催予定について説明させていただきます。

資料2の「2023年度町田市障がい者施策推進協議会の開催予定」を御覧ください。

今年度の協議会は4回開催予定です。

本日、第1回目では、（仮称）町田市障がい者差別解消条例の制定に向けた検討状況について、町田市障がい者プラン21-26の重点施策の2022年度実績について、（仮称）町田市障がい者差別解消条例制定に向けた検討体制についての3点を報告させていただきます。

第2回の協議会は8月22日を予定しております。

第2回では、町田市障がい者プラン21-26（障がい福祉事業計画）の2022年度実績の振り返り、町田市障がい者プラン21-26（後期計画）の検討状況の報告、2022年度障がい者虐待・差別の状況及び取組みについての報告をさせていただきます。

第3回の協議会は11月頃を予定しております。

第3回では、町田市障がい者プラン21-26（重点施策）2023年度上半期中間報告、パブリックコメントの実施結果についての報告、町田市障がい者プラン21-26（後期計画）の市民公聴会用素案の検討についての報告をさせていただきます。

第4回目は2月頃を予定しておりまして、各部会からの活動報告と町田市障がい者プラン21-26（後期計画）答申計画案の承認を行う予定です。

続いて裏面を御覧ください。

裏面では各部会の予定も併せて記載しております。

計画部会は全体会4回に加えて、今年度は別途、作業部会を3回設置して、合計7回開催予定です。

左側に記載されている第1回、第2回というのが計画部会の全体会、作業部会を合わせた計画部会合計の回数になっておりまして、右側の①、②のような数字は全体会と作業部会それぞれの回数を表しております。

各部会で取り扱う事項については適宜、協議会に報告いただく流れとなっております。

また、計画の振り返りについては、各部会で振り返りを行った後、協議会に報告をいただき、協議会でも取り上げる予定となっております。

また、9月には（仮称）町田市障がい者差別解消条例に関するパブリックコメントを実施予定です。その後、10月の第4回条例部会でパブリックコメントを踏まえた最終検討を行い、11月の第3回協議会で（仮称）町田市障がい者差別解消条例についての市長への答申を行う予定です。

また、日程は未定ですが、12月から1月には町田市障がい者プラン21-26（後期計画）素案に関する市民公聴会を実施予定です。その後、1月の第7回計画部会全体会で市民公聴会の結果を踏まえた最終検討を行い、2月の第4回協議会で、町田市障がい者プラン21-26（後期計画）についての市長への答申を行う予定です。

協議会及び各部会での検討を踏まえ、最終的には3月に（仮称）町田市障がい者差別解消条例の制定、4月に町田市障がい者プラン21-26（後期計画）を開始します。

報告事項1の説明は、以上になります。

○石渡会長 石渡です。御説明ありがとうございました。

今の説明について何か御質問等おありの委員の方、いらっしゃいますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、このような予定になっているということですので、ぜひ御計画をいただければと思います。

それでは、次第の2番目の報告事項の中でのまた2番目ということになります。

仮称ですけれども、町田市障がい者差別解消条例の制定ということで検討しておりますので、その検討状況について事務局から御説明をいただきます。お願いいたします。

○森本主任 事務局の森本です。私からは、資料3-1から3-5について報告いたします。

お手元の資料3-1から3-5なんですけれども、若干説明の順番が前後します。

3-2、3-3、3-1、3-4、3-5の順で御説明差し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、2023年度は、この障がい者施策推進協議会の専門部会といたしまして、（仮称）障がい者差別解消条例検討部会を設置いたしました。

この部会の委員の皆様は、この資料3-2に書いてある15名の方に委員になっていただいて、条例の内容について検討してきました。

4月から6月まで、これまで3回部会を開催し、条例内容等を検討し、第1回は4月24日、第2回は5月22日、第3回は先週6月21日に開催しています。

次に、資料3-3。第1回の部会と第2回の部会の議事要旨でございます。

第3回の部会につきましては、先週終わったばかりでして、今その内容をまとめていますので、本日、御提示することができないことを御了承くださいませ。

まず、4月の第1回の部会では、条例制定までのスケジュールを確認し、条例の名称、前文、目的、基本理念、定義を議題として御意見をいただきました。

また、5月の12日から16日までの5日間に実施した「(仮称)町田市障がい者差別解消条例」に関する町田ちょこっとアンケートという市民アンケートを実施いたしまして、その設問の内容についても御意見をいただきました。

この町田ちょこっとアンケートというものは、町田市メール配信システムに登録されている方が対象となりまして、設問数は5問までの本当にちょっとしたアンケートでございます。

この町田ちょこっとアンケートでは、障害者差別解消法の認知度、町田市の共生社会の実現度、共生社会を実現するためにはどのようなことが必要かを、調査・把握することを目的として実施いたしました。アンケート結果については、後ほど別の資料で御説明させていただきます。

また、この第1回の条例部会の中で、本日委員でもいらっしゃいます陶山委員のほうから、商工会議所のほうでも事業者側の意見を聞くためのアンケートを実施してくださるという御提案がありました。このアンケート結果についても、後ほど資料にて御説明させていただきます。

この議事要旨の中の意見の内容や事務局の今後の対応につきましては、皆様からたくさん御意見をいただいております。一つ一つ読み上げることは時間の都合上、割愛させていただきます。

次に、第2回の条例部会。ページで言うと7ページから第2回の条例部会の内容に入るんですけども、第2回の部会では、第1回の部会の振り返りと、町田ちょこっとアンケートの結果の報告と、商工会議所のほうで実施していただいたアンケートの取組状況を報告いたしました。

実際の条例の内容の検討については、関係者の責務・役割、不当な差別的取扱いの禁止、合理的な配慮について御意見をいただきました。

次に、資料3-1。

実際ここからは今の条例の内容の概要にはなってくるんですけども、ただ、この内容というのが第2回の条例検討部会を踏まえての内容になりまして、そこから今日まで第3回の部会であったり、庁内の法律関係の部署、法制課というところがあるんですけども、そういったところと都度調整しながら、現在進行形でまだしているんですけども、今お手元にある3-

1の資料とは若干内容が修正になっているところもあります。また、今後こういった協議を進めていく上で内容が変わっていく可能性があることを御承知おきください。

それでは、資料3-1。

まず初めに、条例目的・基本理念。

条例の核となる部分なんですけれども、まず、条例目的。「障がい理由とする差別の解消に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民等の責務並びに障がい者等の役割を明らかにするとともに、障がい理由とする差別の解消に関する取組みについて必要な事項を定めることにより、すべての人が、障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする」にします。

次に、基本理念です。①基本的人権の尊重、②理解の促進、③相互協力、この3つを基本理念として推進していきます。

次に、責務と役割です。ページがまたがるんですけれども、市、事業者、市民等の責務と障がい者等の役割を定めました。この条例の中では、4つ目、この「障がい者等の役割」というのが町田市条例の特徴としています。これは合理的な配慮をする際に、配慮しようとする者がどのような配慮をしたらいいのか、どのような配慮が適切か分からないということがあるため、社会的障壁を適切に取り除くために、障がいがある方からもどのような配慮が必要かを発信していただくことが必要であるという意見も委員の方からございまして、こういった内容を定めました。

次に、差別の解消、(3)のところでございます。ここでは差別解消法と東京都障害者差別解消条例で定める対象の範囲を拡大し、この拡大というのは関係法令よりも対象範囲を広げること、条例では横出しと言いますが、不当な差別的取扱いの禁止という項目に市民を含め、合理的な配慮については市民の方は努力義務に範囲を広げました。

次に、3ページ、(4)相談体制・紛争解決です。

まず、市内5か所の障がい者支援センターがあるんですけれども、こちらで差別相談ができるような体制を整備いたします。

また、障がい福祉課には専門の相談員を配置し、事実確認や調整等を行っていただき、できる限り当事者間による建設的対話で解決を図っていただきます。それでも解決に至らなかった場合、市長へ助言またはあっせんの申立てをすることができます。

市長は、(仮称)町田市障がい者差別解消支援協議会という、あっせんだとかの適否を検討する市の附属機関になるんですけれども、こちらへ助言またはあっせんの適否、その内容を諮

問し、協議会からの答申を受け、助言またはあっせんを行います。

正当な理由なく助言またはあっせんに従わない場合は、勧告、公表することができるよう規定いたします。

条例の概要としては、以上です。

次の4ページは、条例制定までのスケジュールを記載しております。先ほど中山からも説明がありましたとおり、9月にはパブリックコメントを実施し、11月に予定している第3回の協議会で答申案をまとめ、市長へ答申いたします。2024年3月の議会に上程し、条例の周知期間を経て施行する予定でございます。

5ページ目は、現在検討している条例の体系図となっております。項目としては第1条から第16条までを想定し、庁内の法令関係部署と調整中でございます。

資料3-1の説明は、以上になります。

条例の検討状況についての説明は以上になるんですけども、次の資料3-4、3-5、町田ちょこっとアンケートと、商工会議所様のほうで実施いただきました障がい者への対応に関するアンケート調査について御説明いたします。

まず、資料3-4「市民アンケートの実施結果について」です。

こちらは「(仮称)町田市障がい者差別解消条例」に関する町田ちょこっとアンケートというものを行いました。実施期間は5月12日から16日の5日間。先ほども説明しましたがけれども、町田市のメール配信システムに登録されている方に対してメールを配信し、そのうち回答してくれた方が359名。回答率としては18.1%でした。

まず、年代、性別について統計を取った後に、質問1から質問5まで設問を5つ設け調査をいたしました。

まず、質問1として、回答者の周りに障がいがある方がいらっしゃるか、いらっしゃらないか、これまで障がいに関わりがある方、ない方の区別をして、その後の質問の統計に、身近に障がいがある方がいらっしゃる方、いない方、回答率がどう違うのかというところを見るための設問です。

質問3になるんですけども、障害者差別解消法のところでは、身近に障がいがある方がいないと質問1で回答した方に関しては、差別解消法を知らないという方が62%。結構多い割合で出てきたので、やはり障がいがない方に対して効果的な障がいに対する理解促進に取り組むことが必要だということが改めて分かる回答結果になったかと思います。

質問4の町田市が共生社会になっているか、なっていると思いますかという質問では、こち

らはどちらも足し上げて、大体全体の42%が共生社会になっている。この中には、「なっているが不十分」というような選択肢の回答も含めてなんですけれども、「なっている」というような回答でした。

ただ、全体の42%というところはそんなに高くなっていますと胸を張って言えるような大きな数字ではないと思いますので、今後もやはりこのパーセンテージを高めていく取組、施策だとかというところが必要になっていくのではないかと感じました。

質問5の障がいがある人への差別をなくし、共生社会の実現のために必要なことは何だと思えますかという問いに関しましては、これは複数回答だったんですけれども、市民一人一人が障がいに対して理解することが必要だと約85%の方が回答されました。

町田ちょこっとアンケートの資料3-4につきましては、説明は以上です。

最後に、資料3-5、商工会議所のほうで実施していただいたアンケートの結果についてです。

この内容としては、条例の制定において、検討委員会だけじゃなくて、今後、事業者も合理的な配慮をする側にはなってきますので、その中で意見を聞いて、どういったことに困っていらっしゃるのか、それに対しての対策が何ができるのかということも確認し、今後、一緒に協働で共生社会に向けたまちづくりを進めていくために、現状も知るためのアンケートで、内容としては結構有効な内容だったと思います。

まず質問1、「「障害者差別解消法」を知っていますか？」という質問に対して、名前も内容も知っているというふうに回答されたのは22%、名前は聞いたことがあるが内容は知らないが36%、全く知らないが42%、やっぱり4割ぐらいの方は全く分からない。全く分からないということは、その下の質問2、「障がい者への配慮（合理的配慮）の内容を知っていますか？」。ここも聞いたこともない、全く知らないというところが45%。4割の事業者がそもそも合理的な配慮ということを知らないと、何をしたいのか分からない。無意識のうちに差別と思われるような対応を取ってしまっていることがあるというようなことがあるのではないかと感じました。

質問4では、設問に対して回答していただくだけではなくて、記述で、どういった事例で困ったことがありますか、対応しなかったことありますかというような内容で、原文のまま記載しているんですけれども、実際にはどうしていいか分からない、やっぱり対応しなかったというケースがあるということが分かりました。

ただ、その中には、どうしていいか分からないとか、そういったこともありましたので、今

後は市も事業者の方も一緒に障がい理解を深める取組を実施していく必要があるということが分かる結果となりましたので、このアンケートを基に、また今後どういった取組をしていくのかを検討していきたいと思っています。

資料3-5、商工会議所のほうで実施していただきました「障がい者への対応に関するアンケート調査」及び、この報告事項2についての報告は以上となります。

○石渡会長 石渡です。御説明ありがとうございました。

私もこの検討部会の部会長をやらせていただいているのですが、委員の皆様から本当に積極的な意見交換、議論ができています。アンケートも貴重な結果を御紹介いただきましたが、今の御説明について御質問等おありの委員の方いらっしゃいましたら、お願いをいたします。あるいは、部会の委員の方で何か補足いただけるようなことがあれば、併せてお願いをしたいと思いますが。

それでは、小泉委員お願いいたします。

○小泉委員 今までの経緯がまだ分からない中で、すみません、質問なんですけれども、条例の紛争解決の仕組みを設けられていることについて非常に関心を持ちました。

今、多分、子供のほうの条例づくりを町田市がやっていて、紛争解決のところが入っていなかったと思うんですね。なので、この条例は多分、子供のことも入りますよね、障がい者差別の。そういうことを考えると、例えば私、以前、町田の障がいのある子供たちにインタビューをしたことがあるんですが、例えば、学校の問題でやっぱりいろんな問題があると。例えば先生の問題だったり、学校のいろいろな仕組みの問題だったり、そのときにこの紛争解決の仕組みを使おうと、子供たちが差別じゃないかと言って、この仕組みを使おうとしたときに、例えば専門相談員の方に相談をすると。それもやっぱりうまくいかないし、そもそも制度的な問題が学校にあるので、その相談のレベルでは差別が解消できない。例えば、合理的な配慮してほしいと。設備をもっとちゃんとしてほしいとか、先生のもうちょっと研修をちゃんとやって、支援学級の先生、もうちょっと理解がある人を配置してほしいとか、いろんな意見があったんですね。

例えば、そういう制度的な改善を求めるときに、最終的に市長のところに行くわけですよね、これだと。そうすると、市長が自分の、ある意味、教育委員会というのも行政の組織なので、そこで公正な立場でいろいろな差別解消の諮問とか答申とか、あるいは勧告というのができるのだろうか、果たしてという疑問がありまして、やっぱり第三者委員というのが障害者権利条約のところでも、オンブズマンとかコミッショナーという国のレベルの話ではあるんですけれ

ども、でも、自治体でもオンブズマンを置こう、第三者の立場からいろいろな勧告とかその是正をできる人を置こうという流れがあるとは思いますが、子供関係のは、結構オンブズマンが、第三者が選ばれてオンブズマンになるというケースが多いと思うんですが、その辺の議論、市長の助言、あっせん、勧告という仕組みを今回取られた理由みたいなのがあれば伺いたいなと。なぜオンブズマンを考えなかったのかというのが伺いたいなと思うところです。

○石渡会長 石渡です。

小泉委員、大事な御指摘をありがとうございます。

この条例は町田市らしさがたくさん出ている中でこういう紛争調整の機関をつくったわけですが、オンブズマンとか第三者というあたりについては、今まで議論してはいないんですけれども、このあたりで、調整委員がかなりそういう第三者的な人が入るというような流れになっているかなとは思いますが、このあたりについて検討部会の委員の皆様から補足をいただいたりとか、事務局から何かまた御説明いただけることがあれば、お願いをしたいと思えます。

○山口係長 事務局の山口です。

御質問に対して全て明確にということではないのかもしれませんが、まず、今回の（仮称）障がい者差別解消条例の制定に当たりまして、この条例につきましては、主に2つですね。1つ目は、理念を表す条例、また、2つ目としましては手続に関する条例という2つの側面があるかと思えます。

その中で、実際に紛争があった場合の解決策をこの条例の中にも規定する。今まで判断がつかなかったところを、明確にそちらは差別に当たるか当たらないか、また、それに対する助言またはあっせんを行うというところを定めたことに一つ意義があるのかなと考えております。

その中で、何が差別なのかということですが、今お話がありました制度だったりですとか、学校側の中の制度ももちろん入りますし、慣行、障がい者を意識していない慣習や文化など、あとは観念ということで、理解不足から生じる考え方も含めて、そちらが障がい者差別に当たるかどうか、不当な差別、合理的な配慮の不提供に当たるかどうかということからの判断をこの第三者機関の中で機能として持たせていきたいと考えております。

その中で、第三者ということで独立した組織ということがやはり今、まだこの資料は第2回目の時点での資料にはなります。この協議会という名称自体も今、少し法制化の部署と調整をしております、今は委員会というふうな名称にしていけたらということでは完全に市から、市長の附属機関ではありますが、独立した機関として市長のほうに答申をするというもの。

また、なぜそれが市長なのかとなったときには、町田市内での差別をなくしていくというところの責任から、今回の勧告、公表という流れにもつながっていきますが、あくまで行政処分ではなく行政指導というところでの勧告、公表というところになりますので、それらを実際に行える責任権者ということで、今は市長の附属機関というふうに設置をしていきたいというところに至った経緯でございます。

全てに対する回答になるかですが。

○石渡会長 小野委員。

○小野委員 小野です。

僕もこの委員に加わっているんですが、今、事務局が説明していただいたことはまだコンクリートされた結果ではないので、前回の部会でのちょうどその議論がまだ課題として残っているという状態で終わっています。だから、今日の資料が固まった提案ではないですね。

今、話があったように、訴えや申立てに対して対処する調停委員会の位置づけをどうするかということの議論もそうだし、先ほど小泉さんがおっしゃられたのはとても重要で、前回の部会の最後に僕は言ったんですけども、民間事業者だけじゃないんですよ、差別やその辺、事業者が差別しているつもりはなくても実態として差別してしまっている現実はいっぱいあるんですけども、僕はやっぱり制度が差別している事実を、僕はその障がい当事者や関係者が訴えることができるようにしたいと思っていて、この部会を始める前に各自治体の条例をいろいろ検討したんですけども、さいたま市の条例の中で、行政に対してのチェックというか、それを行政不服申立てで対処する場合とそうでないところというのを、その差別解消条例の中で調停の委員会、協議会はどういうふうに扱うかというのを書いている部分があったので、僕はそこをぜひ盛り込んでねという話で前回は終わっているんで今後具体的に、小泉さんが指摘されたところはとても重要なので、今後その協議の中で具体的に検討していきたいと思います。

○石渡会長 石渡です。小野委員ありがとうございました。

ほかに何か、この小泉委員の御質問に関して補足していただけるような方、いらっしゃいますでしょうか。

あと、この調整の委員会に関しては、必要に応じて臨時に入っていただく委員というような方も想定されているので、そういう中で第三者的に、小泉委員がおっしゃるオンブズマン的な方に入っていただくなどは対応としてできるのかなみたいなことも今、ちょっと谷内委員なりとお話をしていたところでもありますが、まだ本当に検討の段階ですので、ぜひ今の小泉委員の御意見などを生かしていけたらと思います。ありがとうございました。

ほかには、この条例関連で何かお気づきの委員の方、いらっしゃいますでしょうか。

それでは、9月のパブリックコメントに向けていろいろまだ検討している段階ですので、お気づきのことがあったら、ぜひ御意見としていただければと思います。

それでは、次に、3番目に議事ということで用意をさせていただいている最初が、町田市障がい者プラン21-26の重点施策の2022年度実績についてということで準備をさせていただいていますので、こちらに移らせていただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

それでは、この実績についての御説明を事務局からお願いいたします。

○由谷主事 事務局の由谷です。

それでは、私のほうから、資料4-1「町田市障がい者プラン21-26重点施策における2022年度実績」という資料について説明をさせていただきます。

町田市障がい者プラン21-26の「第2章 町田市がとりくむこと」の「分野別の課題と施策」のプランだと15ページ以降のところになりますが、そこでは11の分野で20の重点施策（実行プラン）を定めております。この資料では、全20事業の2022年度の実績をまとめております。

各重点施策の振り返り方法といたしまして、その下、評価基準とございますのが全部で3段階で、それぞれの事業の所管課で自己評価を行っているものになります。

基準としましては、目標以上に進んでいる場合「◎」、目標どおりの実績である場合「○」で、目標を下回った場合「△」の3段階で評価をしております。

それぞれの重点施策の評価の状況というのがその下の実績まとめということで、一覧で表示しているものになります。

では、2ページ目以降で具体的に重点施策、それぞれの取組内容と今後のスケジュールについて説明をさせていただきたいと思います。

まず、重点施策1、障がい者スポーツの普及啓発を通じ、障がい理解をひろげますということで、小学生を対象としたパラバドミントン体験教室の開催に関する事業となっております。所管課がスポーツ振興課という部署でして、目標値が体験会の参加予定人数1,000人となっております。

2022年度を取組内容というところでは、パラバドミントン体験会を計15校、1,193名に対して実施をいたしました。

その成果というところでは、パラスポーツに対する児童の関心が高く、選手のプレーを直接見たリアクションや、体験後の児童の声でも好意的な声が多く上がっております。また、障がいがある方でも車の運転が可能なことだったりとか、車椅子で乗り越えられる段差を、実際に

車椅子に乗って体験してみたりとか、そういったところで障がい理解につながったということで、評価については、目標値1,000人を上回っているため「◎」とさせていただきます。

また、1クラス1時間だった体験会を2時間で実施した学校があったりですか、教室の内容自体も工夫をすることができたということで、今後の課題としては、より2時間で実施したいと希望する学校が多いので、それを対応していきたいというところ、それでまたパラスポーツの普及啓発や障がい理解の促進につなげていきたいというところが課題として挙げられています。

今年度のスケジュールとしましては、小学校16校、計1,261名に対して、パラバドミントン体験会を実施する予定となっております。

続いて、重点施策の2番、障がいがある人の学習成果を発表する場の充実。こちらも所管課が生涯学習センターという部署になっておりまして、事業概要は、障がいに応じた学習プログラムを開発するというので、目標値は毎年度同様で、障がいに応じた学習プログラムの実施と学習成果の発表の場の実施となっております。

2022年度の具体的な取組の内容としましては、視覚障がいのある方を対象とした学習講座「みえない暮らしって？」を全6回開催をしました。30名が受講し、グループでの意見交換だったりとか、視覚障がいの方に役立つスマホアプリの紹介、ピアノのミニコンサートだったり、とてもバラエティに富んだ様々なプログラムを実施いたしました。

その成果として、視覚障がいのある方に講師を依頼したことで発表の場の機会となりましたし、また、講座修了後も参加者同士のつながりが保たれて友好が深まったということです。

また、その参加者アンケートの結果では、全部で17名回答があったうち16名の方から満足というお声をいただくことができましたので、評価は「◎」とさせていただきます。

2023年度に向けた課題、スケジュールでは、今年度、障がいがある人のための講座第3弾、聴覚障がいのある方は21年度、22年度は視覚障がいのある方が対象でしたので、23年度、今年度は第3弾として肢体不自由の方、車椅子の方を対象に、全4回実施をする予定となっております。

そのため、移動手段だったりとか、2022年度とはまた違った配慮が必要とされていることが課題として挙げられています。

では続きまして、ページをめくっていただいて重点の3番、地域生活支援拠点等が有する機能の充実に入ります。

こちらが事業概要が2つ全部でございまして、1つ目が各地域の障がい者支援センターを中

心とした面的整備を行うということ、2つ目が町田市障がい者施策推進協議会において年1回以上の運用状況の検証・検討を行うということで、こちらについては、2022年度の取組内容といたしまして、相談支援部会並びに障がい者支援センター連絡会において地域生活支援拠点の町田市での役割と在り方の検討を行ったりですとか、また、障がい者支援センターを受託する法人の相談支援事業所のうち2事業所を地域生活支援拠点としての指定を行いました。

ただ、評価というところでは、年1回以上の町田市障がい者施策推進協議会での検討ができませんでしたので、そこで目標値を下回ったということで「△」という評価にさせていただきます。

今年度の課題、スケジュールでは、地域生活支援拠点ガイドラインをさらに充実させるというところと、支援センターネットワーク会議等で出された個別の課題を集約・整理して、政策課題とするルートを構築していくために、また、市内の相談支援事業所に対して地域生活支援拠点の説明を行ったりですとか、地域体制強化共同支援加算に係る受付の体制を整備したりというところを今年度行っていきたいと考えております。

続きまして、重点施策の4番、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた保健・医療・福祉の連携で、内容といたしましては、町田市地域精神保健福祉連絡協議会を4月から年2回開催をしたというところと、4月から9月にかけて市内に入院病棟がある4つの病院を訪問し、退院支援の取組について確認、意見交換を行ったというところが取組の内容となっております。

評価というところでは、年2回の開催、目標値どおりとなっておりますので「○」で、今年度の課題、スケジュールというところでは、地域で支援者同士の顔の見える関係づくりだったり、継続的な課題共有の取組として、今後も引き続き保健所と連携した検討を進めていきたいと考えております。

では、ページを。続きまして重点施策の5番というところで、重い障がいがある方が利用できるグループホームの在り方の検討ということで、昨年度の取組としてはグループホーム3か所を見学したとかというところ、あと、検討結果を踏まえてグループホームと市による意見交換の実施で、評価というところでは、在り方の検討という目標値に対して実施ということで「○」としております。

すみません、時間の関係で、ここからは割愛をさせていただきながら進めていきたいのですが、重点施策の6番、日中活動の場の確保方策というところで、こちらが目標値が「好事例集の活用に向けた検討」、「事業所の運営課題の分析」となっております。今回、22年度

は好事例を作成したということで、成果物として、本日、当日配付資料としてお配りしております青い冊子の「重い障がいがある人の日中活動の場の確保方策事例集」、こちらの冊子がこの事業で実際作成した事例集でございます。

本日は事業の実績の振り返りがテーマとなっておりますので、内容については触れませんが、事例集ということで参考として御覧いただければと思います。

評価というところでは、目標値どおり「○」としております。

続いて、重点施策の7番、実態調査ということで、こちらも実態調査の報告書と企業調査のパンフレットを作成しましたので、本日の当日配付資料として資料をお配りしております。こちらも参考として御覧いただければと思います。

評価というところも、当初予定していた調査報告書に加えてパンフレットを制作することもできたため、「◎」という結果とさせていただきます。

その後は目標値どおり、評価「○」という事業がほとんどになっておりますので、最後、特徴的な事業ということで、重点施策の17番、18ページをご覧ください。

障がい者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例制定というところで、取組の内容では、22年度は町田市障がい者差別解消条例検討ワーキンググループを3回開催をしたこと、また、障がいを理由とした差別の実態を把握するためのアンケート調査及びヒアリング調査を実施したということ。その成果では、条例の骨子案をまとめたということと、ヒアリング調査の結果、552通の回答、612件の事例を収集することができたということ、また、予定を前倒しして、22年度から条例の内容の検討についても取り組んでまいりましたので、評価は「◎」とさせていただきます。

最後に、重点施策19番、こちらも「◎」とさせていただきますので、簡単に説明をさせていただきます。

取組内容については、たくさん理解啓発の取組を羅列させていただいておりますが、特に一番上の8月20日に障がい理解啓発事業として、市民フォーラムにて「NHKドラマ『しずかちゃんとパパ』から見える世界～聞こえない人もいるこの街で～」をNHKと共催で開催をしたことが大きな特徴となっております。

評価の理由という欄にも記載しておりますとおり、障がい理解啓発に係る市のイベントをNHKと共催するのは全国的に初めての取組でありまして、NHK番組と自治体が共催する先駆けとなりました。また、市内の中学生も参加し、理解啓発につながったということから、評価を「◎」とさせていただきます。

資料4-1についての説明は、以上とさせていただきます、続いて資料4-2として、本日、既に本重点施策の22年度の実績というところは各部会で振り返りを行っておりますので、各部会長からそれぞれどういった御意見が出たのかというところを資料4-2に基づきながら御説明いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局から資料の説明は以上でございます。

○石渡会長 石渡です。ありがとうございました。

それでは、資料4-2の各部会からということで、まず計画部会の小野部会長、御説明をお願いします。

○小野委員 A3の4-2の資料に計画部会が出された意見があります。

ただ、初めての方もいらっしゃるので、今、由谷さんに説明していただいた資料4-1の計画の進捗状況を各重点施策ごとにまとめた資料ですね。それをめくりながら意見を聞いていただいていたほうが分かりやすいかなと思います。

資料4-2のほうで、1点目については実施状況についての意見。パラスポーツについてですね。

3番についてなんですが、4-1のこちらの資料では3ページですね。

3ページの生涯学習についてなんですが、多分というか、委員からの意見としては、町田の青年学級を想定して、障がいの重い人たちの生涯学習、青年学級の場を充実して欲しいというような意見だったというふうに思います。

ただ、重点施策の3ページの一番下のところを見ると、今後の取組内容を検討していきますにとどまっています。

それから6ページの暮らしですね。グループホームについてなんですが、6ページの現状値と目標値のところを見ていただきたいんですけども、目標値のところ、2023年度は既にもう「検討に基づいた施策の実施」というのが目標としては定められているんですね。けれども、下のほうのその実績を踏まえた今後のスケジュールについては、まだ検討するにとどまっています。

グループホームの設置は非常に、特に営利法人の設置は進んで、中軽度のグループホームはむしろ空き状況がある。重い障がいのある人たちのグループホームの整備についてやっぱり具体策が必要だろうということでは、その検討に基づいた施策の実施について評価が十分ではないという意見が出ました。

2023年度の実施内容については、資料4-2のほうの事務局の回答としては、施策の実施に

向けての検討を考えていきますという回答でした。

それから、8ページですね。「日中活動・働くこと」についてです。

これは今回、重要な調査が実施されたんですけれども、計画部会の意見としては、出された意見では、やっぱり就労支援センターが忙殺されているのではないかと。センターで働いている職員が、利用者の実情に応じた支援が必要じゃないかということが出されて、この調査結果も活用しつつ、事務局の回答としては、センター連絡会を通じて引き続きその辺を改善していきますというような御意見でした。

9ページの同じく日中活動、働く場についてなんですけど、直接この計画の内容に関連はしていないんですけれども、この計画部会の中での意見で、多分、就労・生活支援センターだと思うんですが、そこに相談に行った際に、60歳以上はもう障がい分野でなくて高齢分野になりますよと言われてしまった人がいると。そこはどうなんだろうという御意見があって、事務局の回答としては、65歳を過ぎても障がい福祉サービスの就労支援は利用できますよという回答を得ています。

それから、12ページの短期入所の整備事業についてです。

これも2022年度はもう実施、そして2023年度はそれを検証するという目標値を立てていました。けれども、ショートステイは十分増えていません。ましてや、重度の障がいがある人たちの利用ができる、特に身体介護というか、身体の介助が必要な人たちのショートステイの場というのはほとんど増えていないんですね。その事業所を増やすための手立てをやっぱり考えなきゃいけないんじゃないかという意見が出て、その意味ではこの2023年度の取組内容は引き続きの検討に、開設促進に取り組みますといっても、具体的にどう取り組むのか、そこをもう少し具体化していく必要があるという意見でした。

それから、資料、隣の13ページですね。保健医療のところ、ここは、でも、計画とは直接関係ないんですけれども、計画部会の委員の中から、その委員の知り合いだと思うんですが、医療機関に受診に行った際に、障がいのないお兄さんには診察券が発行されたんですけども、障がいのある弟さんには発行されなかったというね。医療機関ではまだ理解が伴っていないところがあるという意見が出されていきました。それについては、今日、報告のあった（仮称）町田市差別解消条例に基づいて検討、協議していきましょうということでした。

15ページの情報アクセシビリティについてですが、計画部会で出された意見では、町田市が毎年発行している障がい者サービスガイドブックが障がいのある当事者や家族からは読み取りにくい。僕ら支援者の側はデータとしては読みやすいんですけれども、利用する側からはなか

なか読みにくい。

12番目の意見であるように、他市ではイラストや一目で分かるような情報提供の仕方をしてるので、ぜひそうしてほしいという意見が出されていました。

それから、こちらの計画でいうと17ページの避難計画ですね。

避難施設における障がいへの配慮についての意見が出されていましたが、計画の内容と直接関わりというか、でも、計画の中でもうたっているんですけども、ここは例えば自閉症の人や発達障がいの人たちにそういった障がいに配慮して滞在できるようなスペースやクールダウンのルームをその避難計画の中に盛り込んでいきますよということは回答を得ています。

差別解消、16項目めの意見は、条例の検討の中で引き続き具体的に協議していきますということでした。

計画の進捗状況は、21ページです。

理解、協働に関連して、その人材確保のところなんですけれども、ここについても目標値、2022年度は方策と事業内容の検討、2023年度が方策の策定となっているんですけども、その実績を踏まえた課題と2023年度のスケジュールを見ると、やはり十分ではない。方策の策定というふうに掲げているのに、検討にとどまっていると。本当に現場は慢性的な人手不足が深刻な状況なんで、その点についての意見が出されました。

あわせて、その人材確保について、別枠の補助制度というのがあったらいいんじゃないかなという意見も出されていました。

以上です。

○石渡会長 小野委員ありがとうございました。

それでは、続いて就労・生活支援部会の部会長の谷内職務代理からお願いします。

○谷内職務代理 資料4-1の8ページ、9ページを御覧ください。

先ほど由谷さんから説明がありましたが、8ページを御覧いただきますと、「障がいがある人の就労に関する実態調査」ということを取り上げております。

2021年度に関しましては調査の内容を検討し、2022年度は実際にその調査を実施して、分析を現在進行形で行っております。

この調査の内容につきましては、取組内容のところを御覧いただきますと、6月から7月に町田市障がい者就労・生活支援センターを利用されている方々に対する、いわゆる当事者に対する調査と、また、ハローワークのほうに御協力いただきまして、町田市内の企業に対する企業調査の2本柱で行いました。

その結果、報告書としてまとめております。

一方、企業調査に関しては、それを基に見開きのパンフレットを作りまして、それを配布、公開しているという状況です。

9ページのほうにおきましては、こちらは障がい者就労・生活支援センターの連携強化というところになります。

2021年度に関してはその会議体制の検討、2022年度は会議を1回開催しております。2023年度に関しては2回開催予定ということです。

取組内容を御覧いただきますと、11月15日に一般就労に関する支援機関連絡会を集合形式で開催をしています。その中で情報交換を含めて各事業所の課題、事例を共有したということが書かれています。

それぞれ評価に関しましては、8ページのものが「◎」で、9ページのほうが「○」ということになっております。

これに関する意見に関しては、今度は資料4-2の3ページを御覧ください。幾つか抜粋して御説明をいたします。

先ほどの報告書の8ページの調査に関するものがほとんどになります。一番最後の8番だけが9ページの内容になります。

例えば、1番ですね。そもそもこの実態調査の報告書はどれぐらい作ったんですかということで、予算の都合で65部という非常に限られた部数にはなるんですが、それ以外はホームページのほうに個人情報削除したものは掲載しているということです。

あとは3番ですか、町田市としては残念ながら雇用率の未達成という状況になっております。それを踏まえた意見ですけれども、市役所の障がい者雇用の実態は、市長部局、病院、教育を含めた全体で見ているということで、個別の状況が見えづらい状況なので、このあたりの改善をしてはどうかということです。見える化ですね。

次、4番ですね。すぐに障がい者雇用につなげるのは難しい。職場体験や見学、実習をやる仕組みづくり、そういったものを盛り込みながら、商工会議所と有機的な連携ができないかということ。

そして、5番がヒアリング。先ほど企業にヒアリング調査を行いました、仕事の切り出し事例ということで具体的な事例が出ているんですけれども、当然限られたページに掲載される企業数になってしまいましたので、ほかの業種も広げて、今後そのパンフレット自体をアップデートしてはどうかと。

それに関連するものとして、6番には、そういった情報を紙ベースだけではなくて動画等にして、これから障がい者を雇用しようかどうか考えていらっしゃる企業の方が簡単にアクセスして情報を得やすいような動画配信なんかもできないかというような意見が出ております。

最後、8番ですけれども、先ほどの障がい者就労・生活支援センターの件ですが、意見交換だけではなく就労支援のスキルを上げていく、そういったことも課題として今後、取り組んでいかななくてはいけないのではないかというような意見が出されております。

就労・生活支援部会からは以上です。ありがとうございました。

○石渡会長 ありがとうございました。

それでは、相談支援の部会長の堤委員、お願いいたします。

○堤委員 相談支援部会の堤です。

資料を見たら、当日話し合ったのと比べてはるかに多く、22件も出ておりますが、そのうち8件が地域生活支援拠点に関する部分についての意見で、資料4-1のほうでは4ページになりますね。

4ページは先ほど事務局からの説明もありましたけれども、各地域の障がい者支援センターを中心とした面的整備を行う、そして、地域支援生活拠点についての障がい者施策推進協議会で年1回以上運用状況の検証・検討を行うということが事業の概要だったんですが、本当、年度末ぎりぎりになって支援センター5か所の法人のうちの2か所が指定を受けたということで、滑り込みで東京都の一応、地域生活拠点には入ったというか、指定を受けられたということなんですが、実際に協議会の検討とか検証を行うには至らなかったということです。

相談支援部会では、かなりこの地域生活支援拠点について話し合いを重ねてきたということもあり、まず具体的な内容としては、この2番のところにある「緊急時のフローも検討、作成したため、取り組みの内容に入れてほしい」。ほぼ1年かけて緊急時予防対応プランというものをつくって、今後、相談支援事業所連絡会等として、少しずつそういう対応ができていくようにしたいねというような話もあるとか、それから、まだ2か所しか指定を取れていませんが、今後、各相談支援センターだけでない相談支援事業所にもそういった募集を広げていく、指定を広げていくために、この振り返りのほうの3番にもありますけれども、例えば「町田市相談支援事業所連絡会で事業者向けの説明会を実施するなど、スケジュールを具体的に記入してほしい」みたいな、今後のスケジュール化が望まれるというような振り返りがあります。

それから、あとこの意見の多くが、これの評価の持ち方などについての意見が物すごく多いなという印象を受けました。例えば、このナンバーも1、2、3、4の次に突然10番になった

り17番になったり、ちょっと説明がしづらいんですが、例えば10番で、「『成果をあげるべき領域』と『成果の評価指標』を整理して検討してはどうか」とか、その次の次のところで、「22年度の検討内容と、それを踏まえた23年度の課題としてもらえると整理されて伝わる。町田市障がい者施策推進協議会に『課題の受け止めをしてください』と提案したことも反映されるとよい」の、これはいろいろな相談の課題がこれから出てくるときに、それも地域課題としての受け止めをどういうふうにかこの協議会で作っていくのかというようなことも、今後、反映されてほしいということですね。

それから、あと意見として、やはり地域生活支援拠点と自立支援協議会の機能については分けて考えたほうがいいのか、自立支援協議会を充実させるべきというような意見も出てきています。

2点目のその成果というのか、評価の仕方については、最後のページ、「その他」というところでも出てくるんですけども、最後から2番目のコマですね。「その他」で、「2023年度の課題の項目と2023年度の取り組み内容・スケジュールの項目の間に【協議会・部会の意見】の項目を設けるよう提案したい。そのことで課題踏まえた次年度やるべき取り組みに繋がる」と思う。つまり、部会では相当検討をいろいろしているし、それを協議会にも提案としているので、そこを踏まえた上で次年度のやるべき取組が見える形にしたほうがいいのか。

それから、プランに記載されている目標値は達成状態を示しておらず、つまり数字だけになってしまっているのが「実質的な成果につながりにくいです。どのような状態を目指すのかを定量化、定量化した成果目標を設定するために議論」するべきですという、この成果の評価の仕方についての意見というのがかなり出ていました。

それから、あと「相談すること」、これも相談支援部会の中での大きなテーマなんですが、14番、20番、21番という番号の中に「相談すること」ということに対する意見が幾つか出ています。

やはり「相談支援事業所として把握した地域課題について、主体的に解決を図っていく場として機能することが重要である。行政、基幹相談支援センター、障がい者支援センター、相談支援事業所が協力して相談支援事業所連絡会のあり方や有効活用を検討するべきである」という。今後、地域生活拠点ができてくることで、より個別の課題から地域課題へという見通しというのか、提案が増えてくると思うので、そういった課題もこれから出てくるかと思います。

それから、最後になんですけども、計画部会とか就労・支援部会にはかなり市からのコメントが多くあったんですが、相談支援部会ときはもう疲れてしまったのか、ほとんどが「ご

意見として伺います」というコメントになってしまっているんですけども、意見だけではなくて実は質問もあるのに、「ご意見として伺います」になってしまっているのがちょっと気になってまして、最後のページで、昨年、障がい福祉課で行った差別事例アンケートでは、特に聴覚障がいの方から、「手話通訳者は診察室に入るな」。すみません、これはタイトルは「医療機関に対する障がい者差別解消法の周知」という事業なんですけれども、「入るなど言われた」とか、「『筆記による説明をしてくれない』などの声が寄せられている。そのような具体例に基づいた、聴覚障がい者本人にとってよりよいコミュニケーション方法をとるような話はできたのか」。

それから、実際に様々な研修を行ったということが書かれていたのでは質問なんですが、「事務の方々の理解も重要だが、特に診察室の中での医師の対応に傷つく人が多い（障がい種別を超えて）」。その傷つく人が多いのはいろんな障がい者ですね。「医師も説明の場には参加しているのか」。これは意見ではなくて質問です。

それから、その下も「障がい者手帳を持っていない人たちへの情報提供」ということで、「特に知的、精神の方々の場合、取得をすることで『障がい者』というレッテルを貼られることへの抵抗感をもつ方が多いように感じる。知り合い（知的障がい者）も、最後まで手帳取得に難色を示し、福祉サービスとつながることなく孤独死をしてしまった。『手帳に対する抵抗感』を緩和・払拭する説明をどのように行っているのか知りたい」。これは意見ではなく質問なので、何かお答えいただけたらうれしいです。

以上です。

○石渡会長 石渡です。堤部会長、ありがとうございます。

ということで、それぞれの部会からは本当に大事な御意見、たくさん出ています。

最後に堤委員からは、事務局のほうからの御説明をというお話もあったのですが、その前に委員の皆様、今、取組の状況、実績とそれから各部会からの御意見なども確認をしたところで、何か御質問や御意見おありの委員の方いらしたらお願いをしたいと思います。土田委員、何かございますか。拠点のことなども唯一「△」になっていますけれども。何か振ってしまって、大変恐縮ですが。

あと、就労関連のところでは、「・センター」のことなどについてもいろいろ出ていましたが、藤本委員、何か先に、もし御意見いただければ。

○藤本委員 就労・生活支援センターりんくの藤本でございます。

就労支援部会の中での検討もそうですが、日頃から支援の中で感じていることというところ

で、ちょっとお話ができればと思うんですが、先ほどの計画相談の部会のところ、手帳を持つことへのレッテルを貼られたくないという方がいらっしゃるということも含めてですが、フォーマルなサービス、いわゆる福祉サービスだけではなくてインフォーマルな資源でももう少し使い勝手のいいものとか、今ぱっと具体的に何なのかと言われてしまうとちょっと難しいところもあるんですけども、そういういろんな余暇の部分でも、結婚だったりとか住まいの確保だったりということも含めて、かなり障がいがあるがゆえに難しい部分というのがあったりはするので、そういうインフォーマルな資源にどうつなげられるか。そういう使い勝手のいいものがあつたらいいなというのは常々感じるところで、これから障がい者施策というところで計画プランを練っていく中で、何かそういうものができていったらいいなというふうにちょっと思っているところです。

りんくとしての立場で、今回、調査をした結果を見ていて、やっぱりもっとやりたいことはたくさんあるし、就労支援センターの職員としてやりたいことはたくさんあるんだけど、実際に皆さんのニーズに全て応えられない。職場訪問もしてほしいと思う方がたくさんいるのは分かっているけれども、それができていないこととこの現実も含めて、支援センターの職員が就労支援機関として登録してくださっている皆さんに何ができるのかということも、もちろん町田の丘学園の生徒さんもいらっしゃいますし、町田市役所の皆さんとも御相談をさせていただくことも多々ありますが、もしかしたら、その職員を増やすとか、そういうことも含めて必要な部分なのかなと思うんですが、何が一番必要なのか、これから先も部会の中で検討しながら実践しながらという中では、就労分野にとどまらず、小さい頃から、私たち就労支援センターだったりとか就労移行の職員の方もそうかもしれませんが、子供の頃から大人になったときに身につけておくとても楽に生活できるライフスキルという概念が一応あって、そういうものが小さい頃から身につけていけば、就労後もそんなに困らなくて済むかもしれない。

でも、就労後、大人になってからそれを急に身につけようと思っても、例えば、地域の障がい者支援センターさんに相談してみても、相談支援機関で何かすぐに対応ができることがあるかという、難しいという現実もあるので、りんくにしろ、計画相談にしろ、地域の障がい者支援センターにしろ、相談のサポートをする機関ではできない部分の対応について、何か本当に使い勝手のいいインフォーマル・フォーマルな資源があればとてもいいなというふうに思っています。

すみません。すごく長くなってしまって、まとまりもなかったんですが、以上です。

○石渡会長　でも、今の制度の中では何か充足し切れないところなんだけれども大事だという

のが改めて整理をしていただけたかなと思います。もしよろしければ、支援センターのこと、刑部委員、何かございますか。

○刑部委員 ありがとうございます。障がい者支援センターの集まる連絡会というのを月1回やっております、その中でも面的整備、地域の支援拠点の話もかなり出ていまして、これから話がどんどん進んで、いい形になればいいなというのは、障がい福祉課の方々と支援センターと話しているところです。

ただ、藤本委員もおっしゃっていただいたように、相談機関でできること、できないことというのが明確にある中で、あと、リソースも限られている中で運営していかなくちゃいけないとなると、どこまで支援を手厚くできるかというのは日々悩んでいるところであります。

ただ、その中で少しずつ、障がい者支援センターの中でも2年ぐらい前から地域の中の障がい者支援センターの主催のネットワーク会議だったり、できるだけ地域に発信していく場というのを設けて、事業所さん、また利用者さんをつながっていきけるような取組をしておりますので、そういうのがこの面的整備というところにうまくマッチすればいいのかなと思っております。

障がい者支援センターの連絡会の中でも結構出る話なんですけど、こういう取組とかした中で、素晴らしい意見はたくさんあるんですけど、どう実行していこうかというところがやはりテーマとなっていて、皆さん日々忙しい中で、どう活動していこう、地域の資源を使っていこうというところは、なかなか話が前に進まないテーマでもあるので、ぜひお知恵、アイデアをいただけたらうれしいと思っております。

以上になります。

○石渡会長 ありがとうございます。

あと、町田の丘学園のお名前なども出ましたけれども、萩原委員、何かございますか。

○萩原委員 ありがとうございます。町田の丘学園の萩原です。

そうですね、今の藤本委員と刑部委員のお話を伺っていて、どちらも、藤本委員と刑部委員のところにも大変本校の卒業生、そして在籍する生徒も大変お世話になっているんですけど、特に卒業生のところで、進路というところで見えていきますと、一昔前と比べるとかなり選択肢が、社会の中で社会資源がいろいろと変わっていて、それに伴って、先ほど小さい頃からもっとスキルというお話もありましたけれども、そういったところもすごく様変わりしてきているなというところを、すごく最近の卒業生からは感じています。

ということは、そういった方が支援を受けるに当たって求めていくものも、本当にちょっと

前と変わってきていて、それがまたセンターの方の業務を非常に重くさせている部分もあるんじゃないかなというところも感じています。

また、地域の障がい者支援センターの方のほうにも、またいろいろな課題を持ったところでの相談ということもさせていただいてはいるんですが、それも本当に同じように随分と状況が変わってきているといった中で、非常にそのリアルタイムで変化していく中での対応という部分を非常に今、求めてしまっているなという部分も、正直、私としては思っています。

そういったところをどのような、そのような変化に対応できるようなところでの連携、共有化という部分が今後も必要なんだろうなというところは、今のお話を伺っていて思いました。

以上です。

○石渡会長 また大事な御指摘ありがとうございます。

土田委員や荻野委員、何かございますか。

○土田委員 土田です。

今、お話を伺っていて、やっぱり小さい頃からスキルを身につけるといのは大事なことだなというふうに親として思っています。

また、その一方で、かなり小さい頃から親は、学校もですけども、かなり頑張って、今、キャリア教育などもありますけれども、昔よりは随分頑張っているんですけども、どうしても変わらない部分というのがあるから障がい者ということになっておりますので、そのどうしても変わらない部分については、やっぱり就労先の企業さんのほうに変わっていただくほうが手っ取り早いというか、そちらのほう、ジョブコーチさんとか一緒に行かれる場合もあると思うんですけども、本人ではなくて企業側に変わっていただくコーチをしていただくような形にさせていただけると、頑張ってきた子供たちもちょっと報われるんじゃないかなというふうに感じています。

あと、この就労に関する実態調査報告書、65部作っていただいたということなんですが、私たちの手元にあるのもその中に含まれているということなんです。すごく貴重なので、何かこれは活用、私たちはいいので、活用していただきたいなというふうに思っています。すごく詳しく報告されていますので、ほかの企業調査とか、重い障がいのある人の日中活動の場確保の事例集などもありますけれども、ぜひ、これを活用して解決されたときにやっぱり「◎」になるんじゃないかなというふうに感じています。

以上です。

○石渡会長 ありがとうございます。

就労関係のことなどもいろいろ出ているので、職安のお立場などからも聞きたいところではあるのですが、すみません、時間が限られているんですが、今までの御発言と関連して何かこのことをという委員の方いらしたらお願いをしたいと思うのですけれども。

あと、事務局のほうに堤委員のほうからも。

どうぞ、お願いします。

○鈴木係長 福祉係長の鈴木と申します。先ほど堤委員から御質問いただいた内容についてお答えさせていただきたいと思います。

この相談支援部会、公務の都合で欠席してしまって申し訳ありませんでした。「御意見として伺います」となっているのは、大変失礼をいたしました。

資料でいうと、資料4-2の6ページ目のナンバー7の「医療機関に対する障がい者差別解消法の周知」の話と「サービス・支援機関等への情報提供事業」の中の手帳の話の2点を御質問いただいていたと思います。

まず先に、手帳のほうからお話しさせていただきたいと思っています。

知らない方もおられるかもしれない、釈迦に説法ですけれども、知的障がいの方々の療育手帳というのは、基本的に発達の過程で表れる、成人なって事後的に取られる方もおられるんですけれども、発達の中で知的な障がいが出てきて手帳を取られるという方が多いので、多くの方は、お子さんのときに発達に課題があって、町田市でいうと昔でいう、すみれ教室のようところに相談に行く。今だと子ども発達支援課というところと相談しながら、どういうふうにやっていくかというときに、手帳を取ったほうがいいんじゃないのというような、手帳を取ったらパスポートというんですかね、バリアになるものとかハンディをするものじゃなくて、それを使うといろんな行政サービスが取れるよということを関係機関共々御案内をしています。

我々でいうと、窓口に来られる場面で御案内することが多いものですから、悩まれた方には手帳を取ると、こういう割引だったり、こういう助成が受けられたり、こういう資格を得ることができるすごく前向きなものですよという御案内はさせていただいております。

ただ、アプローチとして何かアウトリーチをするようなやり方をしているわけでは決してございませんので、そういう意味では、発達段階の場面において、当然、子ども発達支援課のほうでもありますし、障がい者支援センターのほうで御相談があっても同様な御案内をさせていただいているというふうに、知的障がいについては認識をしております。

項目の7番のほうなんですけれども、この事例ちょっと承知していなくて申し訳なかったんですけれども、一般的に、例えば今年の5月に、福祉講演会兼利用者懇談会という言い方を

我々はするんですけれども、聴覚障がい者の方々の手話通訳を利用している方々に集まってもらって、いろんな課題を話し合うみたいな会議を年1回やっているんですけれども、そういうときに、いろんなところでの合理的配慮に欠けるという事例をいただくんですね。税務署の確定申告期の御意見、マイナンバーカードセンターでの配慮に欠ける話とか、あとは消防署、お医者さんとか、警察とか、様々な事例を御紹介いただくんですけれども、その後に関係機関にはお話をさせていただいております。

そのときに、当然その役職者の方、これはここでいうとお医者様というので、医師の方も説明の場に参加しているのかということの事例ではないんですけれども、当然、関係団体の代表組織でも、一般担当の者に話しても、当然、上司に伝えますみたいになってしまうので、役職者の方とお話をさせていただいて、その人で判断できる方にお話をすると、確かにそれは重要な課題ですねというふうにして、相手方にも予算であったり、いろんな手続に事情がありますので、何かすぐ実現できるというお答えはいただけないんですけれども、責任ある立場の方からは、それぞれ前向きなお話をいただく場面もありますので、この話ではありませんが、一般的に聴覚障がい者の方々に対して配慮に欠けるだとか、差別に感じるという事例については、個別に関係団体があれば調整をさせていただいております。

すみません、雑駁な説明になりましたが、以上となります。

○石渡会長 ありがとうございます。

それでは、大変申し訳ないんですが、時間の制約もありますので。

ただ、各部会からこれだけの御意見をいただけているというのは本当に貴重なことだと思いますので、やっぱりこの意見をどう今後の議論ですとか施策に反映していくかということは、私たち協議会のメンバーとして考えていかなくてはというふうに改めて思いました。

それでは、すみません、「その他」ということで、今日、個別避難計画の資料を出していただいておりますので、これについての御説明、事務局お願いしてよろしいでしょうか。

○松田係長 事務局の松田と申します。

資料を、当日配付資料2というのを御覧ください。「町田市における個別避難計画の取り組み」ということで、町田市で現在、検討を進めている個別避難計画の取組について、その概要を御説明させていただきます。あと、今後の予定についても説明をさせていただきます。

「取り組みの背景」としては、災害時の高齢者や障がい者の方などの避難について、事前に備えるための取組ということで、2021年の5月に災害対策基本法が改正されたことで、この取組が全国的に行われているものです。町田市では、地域福祉部の福祉総務課というところが事

務局になって今、進めているところです。

次に、「『個別避難計画』とは？」ということで、災害時にどこに避難するか、誰が支援をするか、避難するときにどのような配慮が必要かというようなことを決めていくことになっています。

「個別避難計画」の作成対象ということですが、①から③までは従来の名簿対象要件で、これに該当する方は自動的に市で名簿登録を行っていきます。それから、個別避難計画の作成を開始するに当たっては名簿対象の見直しを検討しまして、新たに④その他、市長が必要と認める方を追加する予定になっています。具体的には、小児慢性疾患の医療助成の方だとか、難病医療費助成対象者の方で人工呼吸器を使用している方とか、専門職、医療関係者等から勸奨があった方、ぜひ登録したほうがいいという方を対象にしていくというようなことで考えています。

裏面へいきまして、今後のスケジュールですが、2023年度についてはこういう、説明を行う場を設けていきます。

2024年度には、モデル地区で個別避難計画の作成を開始して、2025年度から、全市的に計画作成の優先度の高い方から計画の作成を始めるということになっています。

モデル地区についてですが、モデル地区については、町田市は鶴川地域を対象に2024年からモデル的に計画の作成を進めていくということになっています。

最後のページですね。もう一枚ついているものは、御参考までということでQ&Aになっていますので、これも御覧いただければと思います。

説明は以上です。

○石渡会長 石渡です。ありがとうございました。

ということで、個別避難についてもいろいろと検討されているということですし、先ほどの部会からの意見でも、避難所の在り方などについて御意見をいただいていますので、本当に大事なことだと思いますが、今この御説明聞いたところで何か御質問や御意見おありの方いらっしゃいますか。

それでは、すみません、十分皆さんから御意見いただけなくて、まだいろんなお考えをお持ちの方はいらっしゃると思うんですが、そのあたりのフォローにつきましては、また事務局のほうで意見提出について御説明をいただけるかと思っています。

私、今日、本当に差別解消のことにつきましても、それから今日いただいた実績についてのいろんな御意見についても、いろいろ関連し合っているところもありますので、またこの後、

検討を深められたらというふうに思います。

御発言いただけなかった委員の方もいらっしゃるで大変恐縮なのですが、取りあえず、本日の皆様から御意見をいただくのはここまでとさせていただいて、進行を事務局にお返ししてよろしいでしょうか。申し訳ありません、よろしくお願いいたします。

○山口係長 石渡会長、進行どうもありがとうございました。

本日は、こちらで、その他のものがないので、以上で閉会のほうに移らせていただけたらと思います。

今後のことなんですけれども、今日、会議はこれで終わりますが、委員の方、言い足りなかった御意見等ありましたら、後日意見ということで、7月7日の金曜日なので、ちょうど来週ですね。7月7日までにメールかファクスで事務局のほうにお伝えいただけたらと思います。

次回の会議ですが、2回目の会議につきましては、8月22日火曜日を予定しております。開催通知は本日の会議資料に同封して既にお送りしておりますので、まだ出欠表を提出していない方は、恐れ入りますが来週の水曜日までにメール、もしくはファクスのほうで事務局まで御提出をお願いいたします。出欠表、まだの方、恐れ入りますが来週の水曜日までにお願いいたします。

それでは、ちょうど定刻時間になりましたので、以上をもちまして今年度第1回目の障がい者施策推進協議会を閉会いたします。

本日は御出席いただきまして、どうもありがとうございました。終わります。

午後8時30分 閉会